

岩手県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

岩手県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 水産動物の採捕に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地が<u>大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局</u>（以下「<u>地方振興局</u>」という。）の所管区域内にある者にあつては当該<u>地方振興局</u>の長を経由して、その住所地が<u>地方振興局</u>の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。ただし、住所地が<u>地方振興局</u>の所管区域外（県外を除く。）にある者が第7条、第14条第1項、第15条又は第16条の申請をしようとする場合にあつては、その住所地の所在する市町村の長を経由して申請しなければならない。</p> <p>(許可証の携帯義務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、その住所地が<u>地方振興局</u>の所管区域内にある者にあつては当該<u>地方振興局</u>の長が、その住所地が<u>地方振興局</u>の所管区域外にある者にあつては知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 水産動物の採捕に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地が<u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局</u>（以下「<u>広域振興局</u>」という。）の所管区域内にある者にあつては当該<u>広域振興局</u>の長を経由して、その住所地が<u>広域振興局</u>の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。ただし、住所地が<u>広域振興局</u>の所管区域外（県外を除く。）にある者が第7条、第14条第1項、第15条又は第16条の申請をしようとする場合にあつては、その住所地の所在する市町村の長を経由して申請しなければならない。</p> <p>(許可証の携帯義務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、その住所地が<u>広域振興局</u>の所管区域内にある者にあつては当該<u>広域振興局</u>の長が、その住所地が<u>広域振興局</u>の所管区域外にある者にあつては知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にこの規則による改正前の岩手県内水面漁業調整規則第10条第2項（第34条第10項において準用する場合を含む。）の規定により地方振興局長が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の岩手県内水面漁業調整規則第10条第2項の規定により広域振興局長が証明した許可証の写しとみなす。